最終更新日:2016年11月14日

クラボウ(倉敷紡績株式会社)
取締役社長 藤田 晴哉
問合せ先:取締役執行役員 本田 勝英 06-6266-5111
証券コード:3106
http://www.kurabo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、以下のとおりであります。
(1)経営理念「私たちクラボウは、新しい価値の創造を通じて生活文化の向上に貢献します。」のもと、株主をはじめ取引先、地域社会など当社に関係するステークホルダーに存在価値を認められる企業グループであるよう、公正で透明性の高い事業活動を行うように努める。
(2)最良のコーポレートガバナンスを追求し、継続的にその充実に取り組み、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指す。

なお、当社は、当社グループにおける最良のコーポレートガバナンスの実現を目的として、コーポレートガバナンスについての基本的な考え方、枠組み等を定めるものとして、取締役会決議に基づき「クラボウ コーポレートガバナンス ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」といいます。)を制定しております。本ガイドラインにつきましては、当社ホームページ(http://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html)をご参照下さい。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

1.【原則4-2 取締役の報酬】
【補充原則4-2-1 現金報酬と自社株報酬の適切な設定】
取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬につきましては、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会の授権を受けた取締役社長が、代表権の有無、役職、業績、社会水準等を総合的に勘案の上、決定しております。
また、監査等委員である各取締役の報酬につきましても、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査等委員である取締役が、常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案の上、協議により決定しております。
なお、業績連動型報酬や自社株報酬の導入につきましては、現在検討中であります。

2.【原則4-10 任意の仕組みの活用】
【補充原則4-10-1 指名・報酬に関する任意の仕組みの活用】
当社は、平成28年6月29日開催の定時株主総会において、独立社外取締役を3名選任いたしました。
社外取締役は全取締役の過半数に達していませんが、取締役・執行役員の指名・報酬に関しては、今後、独立社外取締役から適切な関与・助言を得たうえで決定する方針です。

3.【補充原則4-11-3 取締役会の自己評価】
平成27年度は、取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりませんが、平成28年度は本ガイドライン第26条に基づき、実施する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

1.【原則1-4 政策保有株式】
本ガイドライン第7条をご参照下さい。

2.【原則1-7 関連当事者間の取引】
本ガイドライン第10条をご参照下さい。

3.【原則3-1 情報開示の充実】
(i) 経営理念、経営計画
当社の「経営理念」、「行動基準」および「クラボウグループ倫理綱領」につきましては、当社ホームページ(http://www.kurabo.co.jp/company/philosophy.html)をご参照下さい。
当社グループの中期経営計画「Advance' 18」につきましては、当社ホームページ(http://www.kurabo.co.jp/finance/vision.html)をご参照下さい。
(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本ガイドライン第2条をご参照下さい。
(iii) 取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬につきましては、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会の授権を受けた取締役社長が、代表権の有無、役職、業績、社会水準等を総合的に勘案の上、決定しております。
また、監査等委員である各取締役の報酬につきましても、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査等委員である取締役が、常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案の上、協議により決定しております。
執行役員の報酬は、取締役会において決定しておりますが、取締役の報酬や社員の給与水準等を考慮に入れた適切な額としております。
(iv) 取締役(補欠候補者を含む。以下同じ。)の指名、ならびに執行役員の選任を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者(監査等委員であるものを除く。)の指名につきましては、社長が行い、監査等委員である取締役候補者の指名についても、監査等委員会の同意を得たうえで、社長が行います。取締役会では、独立社外取締役の意見も考慮したうえで、本ガイドライン第23条第1項に従い取締役候補者を最終決定し、株主総会へ提案いたします。
また、執行役員につきましては、本ガイドライン第23条第3項に基づき、取締役会の決議により選任しております。
(v) 取締役候補者の個々の選任・指名についての説明
株主総会参考書類に、取締役候補者については各候補者の略歴を記載し、社外取締役候補者については各候補者の選任理由および略歴

を記載しております。「招集通知」につきましては、当社ホームページ（http://www.kurabo.co.jp/ir/irshareholdersmeeting/index.html）に掲載しておりますので、そちらをご参照下さい。

4.【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
本ガイドライン第20条をご参照下さい。
なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、平成28年６月開催の定時株主総会において、会社法に基づき取締役会決議により重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任できる旨の定款変更を実施しております。

5.【原則4-9　独立性基準】
本ガイドライン第25条をご参照下さい。
なお、「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、当社ホームページ（http://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html）に掲載しております。

6.【補充原則4-11-1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】
本ガイドライン第19条および第23条をご参照下さい。なお。取締役の選任に関する方針・手続につきましては、上記3.【原則3-1　情報開示の充実】(iv)をご参照下さい。

7.【補充原則4-11-2　取締役の兼任状況の開示】
各取締役の他の上場会社を含む重要な兼職については、事業報告、株主総会参考書類および有価証券報告書で開示しております。
「招集通知」および「有価証券報告書」につきましては、以下の当社ホームページに掲載しておりますので、そちらをご参照下さい。
＜招集通知＞：http://www.kurabo.co.jp/ir/irshareholdersmeeting/index.html
＜有価証券報告書＞：http://www.kurabo.co.jp/ir/library/index.html

8.【補充原則4-11-3　取締役会の自己評価】
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】3. をご参照下さい

9.【補充原則4-14-2　取締役に対するトレーニングの方針】
本ガイドライン第27条をご参照下さい。

10.【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
本ガイドライン第29条をご参照下さい。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社三井住友銀行	11,180,410	4.60
株式会社みずほ銀行	11,180,184	4.60
日本生命保険相互会社	9,200,007	3.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,434,000	3.06
株式会社中国銀行	7,265,895	2.99
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	6,037,000	2.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,745,000	1.95
三井住友信託銀行株式会社	4,120,000	1.69
三井住友海上火災保険株式会社	3,200,000	1.31
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	3,100,000	1.27

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大株主の状況は2016年９月30日現在の状況です。なお、上記のほか、自己株式が16,304千株あります。

・平成28年４月４日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者が平成28年３月28日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第２四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称（所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合）】
株式会社三菱東京UFJ銀行（2,358千株、0.96%）
三菱UFJ信託銀行株式会社（6,744千株、2.73%）
三菱UFJ国際投信株式会社（460千株、0.19%）

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮　二朗	他の会社の出身者									○		
茂木　鉄平	弁護士					△			○			
新川　大祐	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮　二朗	○	○	宮二朗氏は株式会社大和の取締役社長であり、同社において、平成28年6月29日付で当社の取締役を退任した者が社外取締役に就任しておりますが、同社と当社との間には、特別な利害関係はありません。	宮二朗氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から、取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考えております。 また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。
茂木　鉄平	○	○	茂木鉄平氏は、昭和58年4月から同61年3月までの間、当社の主要な取引先である伊藤忠商事株式会社に使用人として在籍	茂木鉄平氏は、弁護士として長年にわたり企業法務に携わった経験を持たれており、社外取締役（監査等委員）として公平かつ公正な視

			しておりましたが、同社を退職してから相当年数が経過していることから、当該会社から影響を受けるおそれはありません。 また、茂木鉄平氏は弁護士であり、当社は同氏が社員を務める弁護士法人大江橋法律事務所に法律事務を委任しておりますが、当社の担当は同事務所の茂木氏以外の弁護士であり、また、同事務所が受ける総報酬額に対する当社の支払額につきましては、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」に照らして、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	点から取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考えております。 また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。
新川　大祐	○	○	―――	新川大祐氏は、公認会計士として豊富な経験と高い会計的知見を有しており、社外取締役（監査等委員）公平かつ公正な視点から取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考えております。 また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項につきましては、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の員数は2名以上、うち1名は管理職とし、監査等委員会から指示があった事項については、速やかに、かつ、的確に実施する等、監査等委員会からの指示の実行性を確保しております。
また、当該使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項につきましては、同規程により、当該使用人の人事異動には監査等委員会の同意を必要とするなど、業務執行取締役からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・当社は、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しております。監査等委員会は会計監査人と密接な連携を保ち、会計監査人の監査計画の聴取や監査結果の報告を受けるだけでなく、期中においても必要な情報交換、意見交換を行います。
また、常勤監査等委員は会計監査人の往査に同行し、監査実務に立ち会います。
・監査等委員会は、監査室（内部監査部門）と密接な連携を保ち、年度初めに監査計画の説明を受けます。期中においては、定期的に連絡会を開催し、監査結果の相互報告等の情報交換を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、当社ホームページ（http://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html）に掲載しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブに関する事項は、次のとおりであります。
・役員持株会制度

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

直前事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）にかかる当社の役員に対する報酬等の額は、以下のとおりであります。
取締役 ８名 177百万円
監査役 ５名 36百万円 （うち社外監査役 ３名 10百万円）
（注意）
（1）取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
（2）上記の人数には、平成27年６月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役２名を含めております。
（3）平成28年６月29日開催の定時株主総会の決議により、当社は、監査等委員会設置会社へ移行しており、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を月額2,500万円以内、監査等委員である取締役の報酬額を月額500万円以内としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬につきましては、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会の授権を受けた取締役社長が、代表権の有無、役職、業績、社会水準等を総合的に勘案の上、決定しております。
また、監査等委員である各取締役の報酬につきましても、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査等委員である取締役が、常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案の上、協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役（監査等委員）のサポートについては、常勤監査等委員及び補助使用人が行います。社外取締役（監査等委員）の監査に必要な情報について、常勤監査等委員及び補助使用人が資料を提供するなど的確な情報提供に努めます。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・監査等委員会制度を採用し、取締役の職務の執行を監査します。監査等委員である取締役4名（常勤1名）のうち3名が社外取締役であります。常に監査等委員間で情報を共有するように努め、監査等委員会にて十分協議した上で監査意見を形成します。

・取締役会を設置し、毎月１回開催しております。取締役会は11名（平成28年６月29日現在）の取締役により構成され、経営の基本方針、法令等で定められた事項及びその他経営に関する重要な事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

・監査等委員でない取締役の員数は12名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

・取締役の選任決議については、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別し、それぞれ議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

・取締役会決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨を定款に定め、意思決定の迅速化、監督機能の強化を図れる体制となっております。

・経営と執行の分離及び経営の意思決定の迅速化を目的として、執行役員制度を採用しております。経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り、迅速な業務執行を実施しております。また、事業部制の採用により執行役員に各事業部長を委嘱し、事業運営の権限を委譲しております。

・会計監査人監査については、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しており、会計監査人に対して、コンピュータのデータも提供し、正確で監査しやすい環境を整備しております。会計監査人監査を行った公認会計士は、新日本有限責任監査法人所属の西原健二、仲下寛司の2氏であります。監査補助者は、公認会計士19名、その他34名であります。

・取締役候補者（監査等委員であるものを除く。）の指名につきましては、社長が行い、監査等委員である取締役候補者の指名についても、監査等委員会の同意を得たうえで、社長が行います。取締役会では、独立社外取締役の意見も考慮したうえで、本ガイドライン第23条第1項に従い取締役候補者を最終決定し、株主総会へ提案いたします。また、執行役員につきましては、本ガイドライン第23条第3項に基づき、取締役会の決議により選任しております。

・取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬につきましては、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会の授権を受けた取締役社長が、代表権の有無、役職、業績、社会水準等を総合的に勘案の上、決定しております。また、監査等委員である各取締役の報酬につきましても、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査等委員である取締役が、常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案の上、協議により決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、委員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することにより取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、平成28年6月29日開催の定時株主総会での承認を得て、監査等委員会設置会社へ移行しました。委員の過半数を社外取締役とする監査等委員会による監査・監督を実施し、また取締役会において各取締役の職務執行状況の把握及び監督を行います。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案を十分に検討いただけるよう、総会日の3週間前までに発送するように努めるとともに、招集ご通知の発送日までに東京証券取引所のホームページおよび当社ホームページの「株主・投資家情報」にも掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年6月開催の株主総会から議決権行使の電子化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成28年6月開催の株主総会から機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用も可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類については、英訳版を作成しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページに「株主・投資家情報」のページを設け、決算情報、株式情報及びその他証券取引所の規則に基づき適時開示した情報等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「クラボウグループ倫理綱領」を定め、クラボウCSR委員会によるCSR活動を推進し、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会といった各ステークホルダーの期待に応えてまいる所存であります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動の内容は次のとおりです。 (1)企業倫理に関する事項 (2)企業の経済活動に関する事項（法令及び各種規則の遵守、製品安全に関する取り組み、情報セキュリティ体制の構築、財務諸表の信頼性の確保、その他重要なリスク管理） (3)企業の環境活動に関する事項(環境負荷への対応、省エネルギーの推進） (4)企業の社会活動に関する事項（人権の尊重、安全衛生への取り組み、社会への貢献） (5)広報に関する事項(会社情報の適時、適切な開示、社会とのコミュニケーションの推進） なお、環境報告書は毎年、当社ホームページに掲載し、公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はクラボウCSR委員会を設置し、「クラボウグループ倫理綱領」のなかで、情報提供の基本方針として「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションに努め、企業情報を適時、的確に開示するとともに、個人情報及び顧客情報の保護に配慮した事業活動を行います。」を策定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、平成28年6月29日開催の取締役会の決議により、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の内容を一部改定いたしました。改定後の当該体制の内容は以下のとおりであります。

記

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制につきましては、取締役会により統括的な監督を行うとともに、次の体制を整備、運営します。また、監査等委員会、会計監査人による監査を行います。
(1) 経営理念として「私たちクラボウは、新しい価値の創造を通じて生活文化の向上に貢献します。」を制定
(2) 行動基準を制定
(3) クラボウグループ倫理綱領を制定するとともに、クラボウCSR委員会を設置。また、人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティに関するリスクについては専門委員会を設置
(4) 執行役員制度を採用
(5) 監査室による内部監査の実施
(6) 公益通報制度の運用
(7) 反社会的勢力、団体に対しては、一切の関係を絶ち、毅然とした態度で対応するための体制の運営

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制につきましては、社内規則に基づき、適切な保存および管理を行います。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理に関する規程その他の体制につきましては、取締役会により統括的な管理を行うとともに、リスク管理・コンプライアンスに関する規程に基づきグループ会社を含めた管理を行います。また、人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティに関するリスクにつきましては専門委員会を設け、各規程に基づく適切な管理を行います。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制につきましては、次の体制を整備、運営します。
(1) 執行役員制度の採用による、経営と執行の分離および経営の意思決定の迅速化
(2) 毎月1回取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議、決定するとともに、経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り、迅速な業務執行を実施
(3) 事業部制の採用により執行役員に各事業部長を委嘱し、事業運営の権限を委譲

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ各社につき、事業内容、規模、本店所在地等に応じて、以下の体制を構築しております。
(1) 当社グループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・グループ各社におけるクラボウグループ倫理綱領の実践
・グループ各社の管理に関する規程等に基づく適切な管理、監督体制の構築
・監査室によるグループ各社に対する監査の実施
・クラボウCSR体制へのグループ各社の参加
(2) 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制
・グループ各社の管理に関する規程等におけるグループ各社が当社に報告すべき事項その他の報告に関する事項の規定および当該規定に基づく報告の実施
(3)当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・リスク管理・コンプライアンスに関する規程等に基づくリスク管理の実施
・諸規程に基づく人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティに関するリスク管理の実施
(4)当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・クラボウグループの中期経営計画の策定、遂行によるグループとしての企業価値の向上
・グループ経営戦略に関する会議を通じた、グループ各社との情報共有および適切な協業の実施
・執行役員制度の採用による、経営と執行の分離および経営の意思決定の迅速化

6．監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制につきましては、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制に関する基本規程を定め、監査等委員会の監査への協力体制の整備に努めるとともに、監査等委員の監査に関する費用の適切な処理を行います。

7．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項につきましては、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を制定し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の員数は2名以上、うち1名は管理職とし、監査等委員会から指示があった事項については、速やかに、かつ、的確に実施する等、監査等委員会からの指示の実行性を確保します。
また、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項につきましては、同規程により、当該使用人の人事異動には監査等委員会の同意を必要とするなど、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保します。

8．監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員会への報告に関する体制につきましては、監査等委員会に対する報告に関する規程を制定し、取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および使用人が監査等委員会に報告すべき事項として、次の事項を定めております。なお、監査等委員会に報告すべき事項のうちグループ各社に関する事項につきましては、原則として当該グループ会社を担当する執行役員が監査等委員会に報告するものとしています。
また、同規程において、報告者に対する不利益となる取扱いを禁止し、報告者の保護を図っております。

(1) 決算報告書類等に関する事項
(2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項
(3) 取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款違反行為に関する重大な事項
(4) 公益通報規程に基づく通報内容に関する事項
(5) 上記(1)から(4)の各号でグループ各社に関する事項
(6) 上記(1)から(5)に掲げられた以外のもので、監査等委員会の監査に必要な事項

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び社内体制の整備状況については、以下のとおりです。

1. 基本的な考え方
反社会的勢力、団体に対して毅然とした態度で対応します。

2. 整備状況
(1)「クラボウグループ倫理綱領」に上記の基本的な考え方「反社会的勢力、団体に対して毅然とした態度で対応します。」を明記するとともに、クラボウCSR委員会活動を通じて周知徹底を行っております。
(2)反社会的勢力、団体に対しては、一切の関係を絶つとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会事務局（総務部）を担当部門とし、不当要求等があった場合には、速やかに報告される体制をとっております。
(3)平素から反社会的勢力、団体に関する情報の収集を行い、必要に応じて関係部門に連絡しております。
(4)反社会的勢力、団体に対しては、警察をはじめとする外部専門機関とも連携のうえ、適切に対応してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年５月13日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定するとともに、同取締役会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）の導入を決定いたしました。
平成22年５月11日開催の取締役会、平成25年５月８日開催の取締役会及び平成28年５月９日開催の取締役会において、本プランの内容を一部変更し、継続することを決定いたしました。また、平成28年６月29日開催の定時株主総会において、本プランに対する株主の承認も得ております。
本件の詳細につきましては、当社ホームページ（http://www.kurabo.co.jp）の株主・投資家情報に「買収防衛策の継続について」（2016年５月９日）を掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

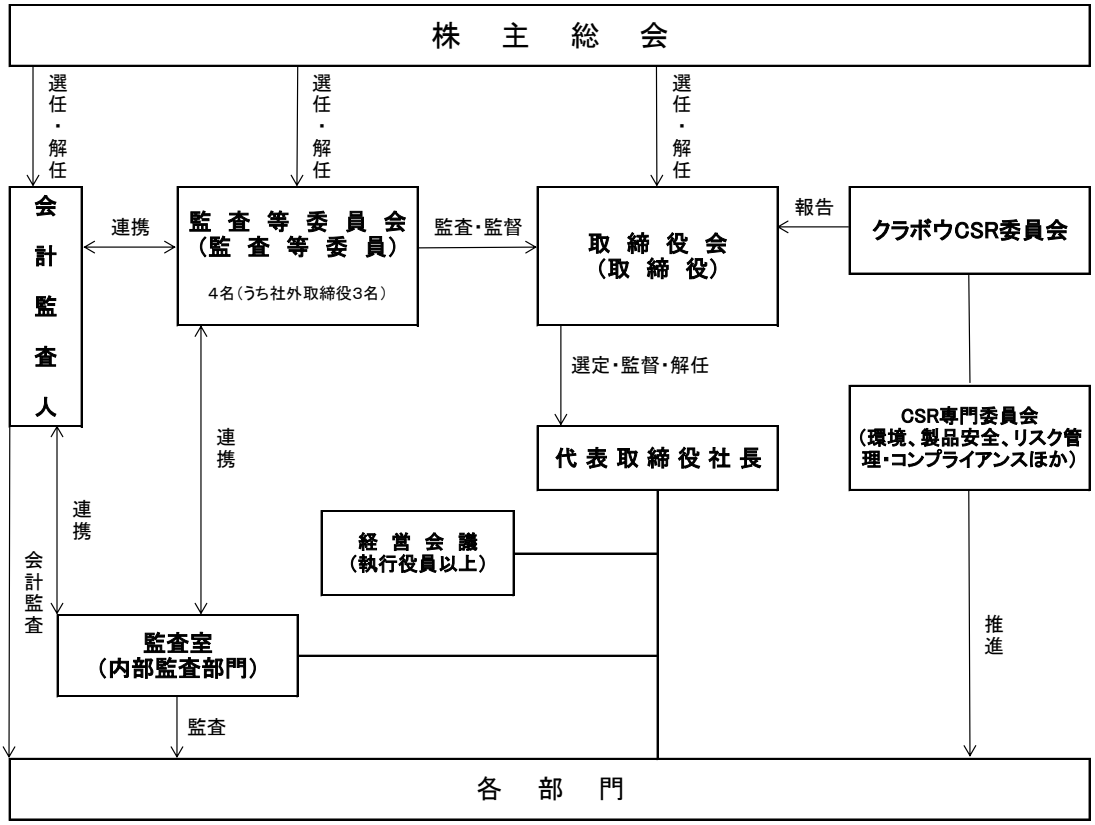
適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 基本姿勢
当社は、平成元年に「内部者取引の規制および内部情報の管理に関する規則」を定め、平成23年に「クラボウグループ内部者取引の規制および内部情報の管理に関する規程」として全面的な見直しを行い、会社情報の管理及び適時適切な開示に努めております。
「クラボウグループ倫理綱領、第６項　株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションに努め、企業情報を適時、的確に開示するとともに、個人情報及び顧客情報の保護に配慮した事業活動を行います。」を定めております。

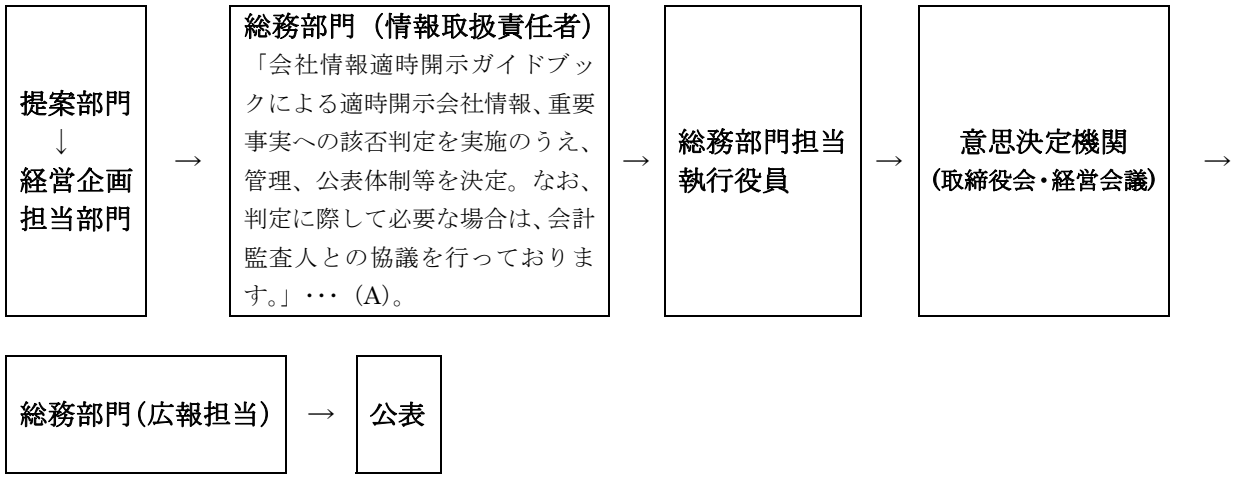
2. 社内体制
総務部長が情報取扱責任者となり、総務部が会社情報の管理、適時開示を担当しております。
インサイダー取引禁止、会社情報の管理について、定期的に社内通知を行い、また社内教育においても採り上げ、周知徹底を図っております。
決定情報、発生情報、決算情報、子会社情報ごとの会社情報の管理、適時開示の体制は、別添の「適時開示体制図」のとおりです。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

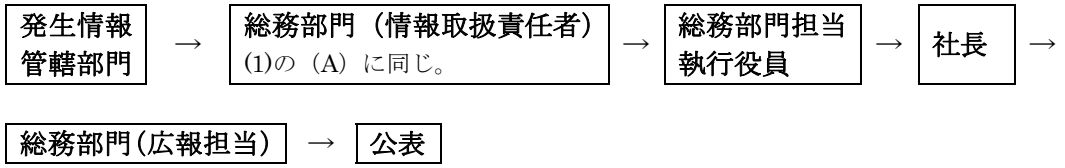


【適時開示体制図】

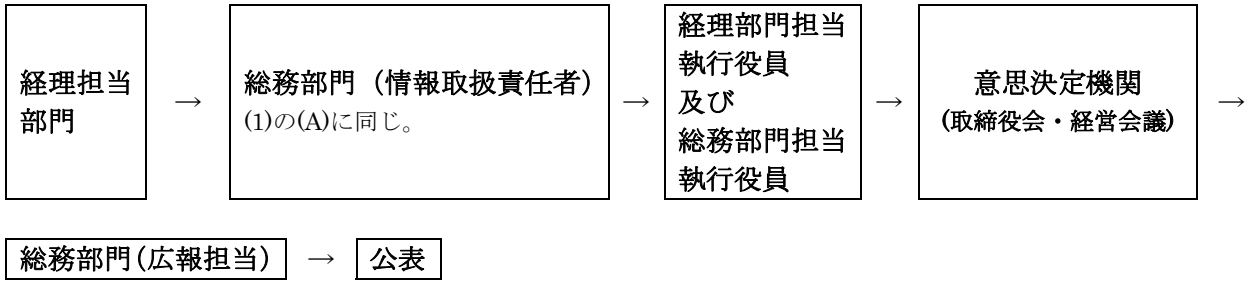
（1）決定情報



（2）発生情報



（3）決算情報



（4）子会社情報

